平成２５年（フ）第３５７０号
大阪市西区土佐堀１丁目６番20号
債務者　オーヤマ・データサービス株式会社
代表者代表取締役　大山　　勇
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大砂　裕幸
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５７１号
大阪市福島区福島７丁目14番18号
債務者　株式会社ＫＯＫ
代表者代表取締役　岩野　照政
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大砂　裕幸
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５７号
愛媛県新居浜市喜光地町１丁目３番11号、前住所新居浜市宮原町12番24号
債務者　近藤　　豊
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第４１号
兵庫県朝来市山東町小谷63番地
債務者　丸尾　伸一
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　破産債権の届出期間　平成25年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月19日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
北海道檜山郡厚沢部町字美和20番地の２
債務者　福田　久雄
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖広
4　破産債権の届出期間　平成25年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月６日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１０９号
三重県鈴鹿市東磯山２丁目23番６号、前住所三重県鈴鹿市東磯山４丁目３番26号
債務者　岡田　　誠
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出口　　崇
4　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３号
徳島県阿南市福井町色面34番地
債務者　堂本まき子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生長　拓也
4　破産債権の届出期間　平成25年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第１４１８号
岐阜県多治見市上野町１丁目75番地　日映マンションⅢ―907
債務者　吉村　哲也
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　可児　　晃
4　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月29日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３９０号
名古屋市熱田区六番２丁目12番２号
債務者　林　　基
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　　剛
4　破産債権の届出期間　平成25年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３９１号
名古屋市熱田区六番２丁目12番２号
債務者　林　由美子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　　剛
4　破産債権の届出期間　平成25年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５００号
札幌市豊平区平岸４条７丁目１番１―701号
債務者　川島　雅樹
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大町　英祐
4　破産債権の届出期間　平成25年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３３８号
名古屋市名東区高針台１―107　エクセレント伸和207、住民票上の住所名古屋市名東区新宿２丁目28番地の１
債務者　山田　和彦
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　亮治
4　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８３号
岩手県岩手郡雫石町長山極楽野54番地
債務者　山本　和哉
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
4　破産債権の届出期間　平成25年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後４時
6　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１８６号
岩手県岩手郡雫石町長山極楽野54番地
債務者　山本　榮吉
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
4　破産債権の届出期間　平成25年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後４時15分
6　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１５０６号
北海道石狩市花川北２条５丁目61番地　憩いの園豊寿210号
債務者　畠山　民夫
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成25年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部